

「流通業務市街地の整備に関する法律」第5条の運用基準（表）

立地可能な施設（証明）
 立地可能な施設（許可）
 付帯施設として立地可能な施設（許可）

		法第5条で認められている施設		流通業務地区				
				流通業務団地				
				トラック・ミル	倉庫	卸売業	公益的施設	
流通業務施設 流市法第1項第1～第6号	貨物取扱施設	トラックターミナル、鉄道貨物駅、その他貨物の積卸しのための施設						
	卸売施設	卸売市場						
	倉庫施設	倉庫、野積場、貯蔵槽、貯木場						
	荷さばき施設	上屋、荷さばき場						
	事務所・店舗	卸売業などの用に供する事務所又は店舗						
	事務所	に掛ける事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所						
その他の施設 流市法第1項第7～第11号	流通加工工場	金属板、金属線等の簡易な加工事業						
	製氷・冷凍工場	製氷、冷凍の事業の工場						
	駐車場・車庫	～ に附帯する自動車駐車場又は車庫						
	自動車関連施設	GS、自動車修理工場、整備工場						
	地区の機能を害するおそれのない施設（施行令第4条）	加工製造工場	農作物等若しくは合成樹脂製の包装材料の製造工場					
		休日施設	流通業務従業員の一時の休日施設					
		ガス販売所	液化石油ガス販売所					
計量事業所		計量証明の事業所						
公共公益的施設 第2項	公益的施設（規則第1条）	国又は地方公共団体が設置する施設 電気・ガス工作物、水道、電気通信の用に供する施設、鉄軌道施設、銀行、信用協同組合、信用協同組合連合会、信用金庫・信用協同組合などの営業所						
市長の許可によって認められる施設 (1) 市長が地区の機能を害するおそれがないと認める施設 (2) 市長が公益上やむをえないと認める施設	従業員住宅（地区内従業員用で流通業務施設と併設）							
	商業施設（小規模小売店舗）							
	商業施設（スーパー等の大規模店舗）							
	業務施設							
	展示交流施設、情報施設							
	会議研修施設							
	従業員の福利厚生に供する施設							
	サービス施設（スポーツ・レクリエーション施設等）							
	宿泊施設							
	文化的施設							